

笠松競馬企業等協賛レース取扱規程

令和3年9月1日

(目的)

第1条 この規程は、岐阜県地方競馬組合（以下、組合という）が行う、企業等（個人含む）の協賛レースの実施に関し必要な事項を定める。

(協賛内容)

第2条 個人による協賛（以下、個人協賛という）は協賛金のみ、また企業その他団体による協賛（以下、企業協賛という）は協賛金又は協賛品を提供させることとする。

2 協賛金は1口1万円とし、個人協賛は1レースにつき1口以上、また企業協賛は1レースにつき5口以上の提供をもって受け付ける。

3 協賛品は馬主、調教師、騎手及び厩務員の4名分かつ合計5万円相当以上の品の提供をもって受け付ける。

4 その他、管理者が認める協賛内容。

(特典)

第3条 個人協賛による協賛者特典は次の各号に掲げるものとする。

(1) 希望する名称を冠したレースの実施

(ア) 協賛レース実施日の全レース数が12レースの場合、第2レースから第6レースまでに実施する。

(イ) 協賛レース実施日の全レース数が11レース以下の場合、第2レースから第5レースまでに実施する。

(2) 来場者5名までユーホールの無料招待

(3) 勝利騎手と記念撮影

(4) 別途料金を徴収したうえで、DVD（協賛レース映像）及びゼッケン（協賛レース名と希望する番号を印字したもの）の贈呈

(5) その他

勝馬投票券、競馬専門紙、出走表及び笠松競馬公式ホームページへの掲載、場内大型映像装置及び場内モニターテレビでの放映並びに場内アナウンスでの放送

2 企業協賛による協賛者特典は次の各号に掲げるものとする。

(1) 希望する名称を冠したレースの実施

(ア) 協賛レース実施日の全レース数が12レースの場合、第7レース以降に実施する。

(イ) 協賛レース実施日の全レース数が11レース以下の場合、第6レース以降に実施する。

(2) 表彰式実施

(3) 協賛企業等が作成するファンサービス品の来場者への配布

(4) 場内でのPRイベントの実施

(5) 大型映像装置による企業広告の放映

(6) 別途料金を徴収したうえで、DVD（協賛レース映像）及びゼッケン（協賛レース名と希望する番号を印字したもの）の贈呈

(7) その他

勝馬投票券、競馬専門紙、出走表及び笠松競馬公式ホームページへの掲載、場内大型映像装置及び場内モニターテレビでの放映並びに場内アナウンスでの放送

(申込手続)

第4条 企業等協賛レースを希望する者は、別紙1「笠松競馬企業等協賛レース申込書(個人用)」(以下、申込書という)又は別紙2「笠松競馬企業等協賛レース申込書(企業用)」(以下、申込書という)を協賛レース実施日の30日前までに組合へ提出しなければならない。

2 協賛レース申込者(以下、申込者という)は協賛レース実施日が所属するシリーズ開催初日の14日前までに組合が指定する銀行口座へ協賛金を納付しなければならない。なお、納付にかかる手数料は申込者の負担とする。協賛品については、協賛レース実施日の該当レース発走前までに納品しなければならない。協賛品が納品されない場合は、申込者は協賛金5口5万円を納付しなければならない。

3 申込締切日を過ぎてからのレース名称の変更又は申込取消はできない。

4 申込者は、申込者の責によらず予定された協賛レースが実施できなかった場合、予定された協賛レース実施日と同一の年度内に実施するレースに繰り替えることができる。

5 同一の年度内のレースに繰り替えできない場合は、原則返金とする。

(協賛金の払出)

第5条 組合が受領した協賛金は開催最終日から3開庁日後までに、当該協賛レースで1着となった馬主、調教師、騎手及び厩務員に等分して支払うものとする。

(審査)

第6条 協賛レース名又は公開する協賛者名が次の各号のいずれかに該当すると組合が認めた場合、受付の対象外とする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会的な問題についての主義主張にあたるもの

(6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(7) 既存するレース名を使用したもの(例 ○○ジャパンカップ、○○東海ダービー等)

(8) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反するもの若しくはそのおそれがあるもの又はその他協賛レース名や公開する協賛者名として表示することが不相当であると組合が認めるもの

(協賛者の責務)

第7条 申込者は、特定の個人名、企業名又は著作権で保護された名称等を協賛レース名の一部に使用する場合は、その名称の使用許可権者より別紙3「名義使用許可書」を徴し、これを組合に提出するものとする。

2 申込者は協賛レース名称に関する一切の責任を負う。

3 申込者は、申込書を提出した時点で、内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び放映する内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、組合に対して保証したものとみなす。

4 第三者から協賛レース名称等に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、申込者の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めのないものは、組合と申込者で協議する。

附 則

この実施要領は、令和3年9月1日から施行する。